様式第１号（第５条関係）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

　　年　　月　　日

　白馬村長　　宛

　　　　　　　　　　（申請者）住　所　：

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　：

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　：

　　　　　　　　　　　　　　　(電話)

　　　　年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

　(1)自動車検査証の写し

　(2)車両本体価格が記載された書類（賃貸借契約により使用する場合にあっては、当該契約書）の写し

　(3)購入領収書又は購入費用の割賦支払を証明する書類の写し（賃貸借契約により使用する場合は除く。）

　(4)当該電気自動車等が駐車した状態の写真

　(5)前４号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金（交付・不交付）決定通知兼確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　（申請者）　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　白馬村長　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで提出のあった　　　年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書について、下記のとおり（決定及び確定・不交付決定）したので通知します。

記

１　交付決定・確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

（交付の条件）

　白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付要綱第９条に規定する期間の間は、補助対象電気自動車等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。（賃貸借契約により使用する場合にあっては、当該賃貸借契約の解除しないこと）

（不交付のとき）

　・不交付の理由

(教示)

1　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、白馬村長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、白馬村を被告として(訴訟において白馬村を代表する者は白馬村長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第３号（第８条関係）

白馬村電気自動車等購入促進事業補助金交付請求書

　　年　　月　　日

　白馬村長　　宛

　　　　　　　　　　（申請者）住　所　：

　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　連絡先　：

　　　　　　　　　　　　　　　(電話)

　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号で確定のあった　　　年度白馬村電気自動車等購入促進事業補助金を下記のとおり請求します。

記

１　確定額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３　振込先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 |  | 銀行・信用金庫  信用組合・農協 |  | 本店・支店  支所 |
| 口座の種別 | 普　　通　　・　　当　　座 | | | |
| 口座番号 |  | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 口座名義  （請求者本人） |  | | | |